



埼玉県報

第 3005 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 25 日
金曜日

目次

告示

- 文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤への移行に係る調査・設計業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（消防防災課）
- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2 街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 田甲土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 馬宮土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里西部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 田甲土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 唐子南部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 宮毛田土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 高坂土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更（都市計画課）
- 桶川都市計画事業坂田西特定土地地区画整理事業の事業計画変更（第 9 回）（市街地整備課）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示（住

宅課)

- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 33 校で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- 埼玉県立総合教育センターほか 11 施設で使用する電気に関する落札者等の公示 (教委・財務課)
- I C 運転免許証作成用消耗品等の購入 (単価契約) に関する契約の相手方等の公示 (会計課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (監査第一課)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表 (監査第一課)

正誤

- 埼玉県告示第五百六十三号中訂正 (情報システム課)

告 示

埼玉県告示第五百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システムの統合基盤への移行に係る調査・設計業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
49,248,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第二号イ(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改める。

第三条第一号ハ中「千百三十円」を「千百四十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千四百円」を「一万八千五百円」に、「三万九千五百円」を「三万九千七百円」に、「二万三千七百円」を「二万三千八百円」に、「三万九千五百円」を「三万九千七百円」に、「三万四千九百円」を「三万五千百円」に、「五万四千九百円」を「五万五千二百円」に、「四万千八百円」を「四万二千円」に、「六万四千二百円」を「六万四千五百円」に、「五万二千九百円」を「五万三千二百円」に、「八万八百円」を「八万二千百円」に、「一万千百円」を「一万二千百円」に改め、同号ロ中「一万二千七百円」を「一万二千八百円」に、「一万二千円」を「一万二千二百円」に、「一万八千円」を「一万八千百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千八百円」に、「二万千四百円」を「二万千五百円」に、「一万八千六百円」を「一万八千七百円」に、「二万七千円」を「二万七千百円」に改める。

第七条第二号中「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改める。

第十条第三号中「二十一万二百円」を「二十一万三千百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万五千百円」を「十三万五千四百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千円」を「二万二千三百円」に改め、同号イ(2)中「一万五千四百円」を「一万五千二百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(4)中「一万五千四百円」を「一万五千三百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千五百円」を「一万四千六百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千三百円」を「二万四千七百円」に改め、同号イ(7)中「二万五千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号イ(8)中「二万五千三百円」を「二万五千八百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
上日出谷市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
桶川市大字上日出谷字弥勒四五八番一
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
- ハ 協定区域内における自然観察や環境教育、緑地の再生
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成三十年五月二十二日

告 示

埼玉県告示第五百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
521,499,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡進	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
74,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

119,340,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田甲土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	齊 藤 秀 夫	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千四百九十六番地二十四

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原五九六の四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十七日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市西区

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十一日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上里土地改良区

二 事務所所在地

上里町

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十一日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上里西部土地改良区

二 事務所所在地

上里町

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

田甲土地改良区

二 事務所所在地

吉見町

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

唐子南部土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

宮毛田土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月二十二日認可した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高坂土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十四号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十号

草加市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

草加市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

草加市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更認可の年月日

平成三十年五月二十五日

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務 別県営住宅並びにこれらに併設されている店舗並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第五百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気

予定使用電力量16,124,700キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

301,792,227円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気

予定使用電力量17,388,400キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

320,574,491円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気

予定使用電力量17,337,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

322,440,725円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第五百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気

予定使用電力量15,886,300キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

297,651,789円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第六百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気
予定使用電力量11,752,500キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

230,745,149円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第六百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センターほか11施設で使用する電気
予定使用電力量6,050,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

丸紅新電力株式会社 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

5 落札金額

109,660,836円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年2月2日

告 示

埼玉県告示第六百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品等の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年4月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C カード基体 優良用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 一般用	300 枚 × 3	469,800 円
I C カード基体 新規用	300 枚 × 3	469,800 円
経歴書用カード基体	300 枚 × 1	150,600 円
高速型用リボン（セット）	2,000 枚 × 1（7 種）	130,800 円
標準型用リボン（セット）	500 枚 × 1（3 種）	43,400 円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額（税抜き）
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク（撮影機）	45,000 円
・3 C C D カメラ（撮影機）	495,000 円
・免許証リーダー（撮影機）	580,000 円
・UPS	31,000 円
・制御ユニット	631,800 円
プリンタ用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円
・ロール E X I T セット	47,300 円

	・ ロールロアピンチローラー	21,500 円
	・ ピンチロールUP	65,000 円
	・ ヒートロールカム部組立	40,000 円
	・ ピンチロールカム部組立	31,800 円
	・ HS 固定ブラシ	9,500 円
	・ HS 部リボンセンサー	6,500 円
I C 確認装置用消耗品		
	・ I C 確認装置用指紋認証USB	19,700 円
	・ I C 確認装置底板	9,000 円
備考欄印字装置用消耗品		
	・ 裏面印刷用インクリボン	7,800 円
複写撮影装置用消耗品		
	・ 3CCDカメラ組立	559,000 円
	・ 撮影用LEDランプ	16,000 円
	・ 吸着パッド	8,500 円
	・ 入口センサー	1,700 円
	・ 2枚取りセンサー	5,500 円
	・ 電磁弁組立	20,100 円
	・ エアフィルターセット	7,100 円
本籍印字プリンタ用消耗品		
	・ 本籍印字ロール紙	17,500 円

告示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山本光紀
 埼玉県監査委員 佐野勝正
 埼玉県監査委員 土屋恵一
 埼玉県監査委員 中屋敷慎一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市南区沼影一丁目十一番二号 C-1-112	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日
市川 義治	埼玉県さいたま市南区白幡四丁目十四番二十二―四〇一号	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 イレツジ原前公園二〇二一	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日
小笠原 薫子	埼玉県草加市金明町四百四十五番地三	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稲荷町二丁目四番三十八号	平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十九年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
業務主管課におけるシステム管理台帳の登録が不正確であり、情報システム課では整備状況を確認していないため、システム管理台帳における内部統制を適切に整備する必要がある。	<p>【指 摘1】業務主管課におけるシステム管理台帳の登録が不正確であり、情報システム課では整備状況を確認していないため、システム管理台帳における内部統制を適切に整備する必要がある。</p> <p>情報システムは、公有財産台帳や各種出納簿と異なり、本県の財務規程で規定されているものではなく、主な情報システムを管理するシステム管理台帳への登録は、操作マニュアルがあるのみで、業務主管課ではシステム管理台帳の重要性の認識が低い可能性がある。</p> <p>さらに、システム管理台帳への登録は、業務主管課の担当者が行うのみで、上長の承認を受ける必要のない台帳であるため、業務主管課の担当者の誤謬を訂正する仕組み等の内部統制が確立されていない。情報システム課においても、システム管理台帳の整備状況を確認する内部統制が確立されていない。</p> <p>システム管理台帳に関わる要領等を規定して、業務主管課においては、入力内容を複数の目で確認できる仕組みを導入するとともに、情報システム課においてもシステム管理台帳の整備状況を確認する管理方法を導入するなどシステム管理台帳の内部統制を確立すべきである。</p>	<p>早急な対策として、不正確な登録情報を正しくするために、直ちに各業務主管課に対し、システム管理台帳の中身について、登録内容の確認及び修正依頼を行うなど、実効性のある運用に改めた（平成30年4月19日付通知）。</p> <p>今後はこれを内部統制の一環として、定期的実施することで、正確な情報の把握に努める運用に改めた。</p> <p>また、平成30年5月11日付にて「情報システム管理台帳整備要領」を定め、運用・管理方法を改善し、内部統制を図った。</p>	情報システム課

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
外部委託事業者のセキュリティ対策を適切な方法で確認すべきである。 【報告書 207 ページ】	<p>【指 摘2】外部委託事業者のセキュリティ対策を適切な方法で確認すべきである。</p> <p>情報セキュリティポリシーでは、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じて委託契約の内容を検討し、その内容を情報セキュリティ管理者に報告して、重要度に応じてCISOに報告することが定められている。</p> <p>しかし、委託事業者(システム運用保守業務委託業者及び窓口業務委託業者)においてセキュリティ対策が確保されていることの確認が不十分であった。</p> <p>具体的には、委託事業者(システム運用保守業務委託業者)については月例の実施報告にセキュリティ対策を実施した旨の報告を受けるのみであり、委託事業者(窓口業務委託業者)についてはセキュリティ対策の研修を実施していることを口頭確認および毎月実施するモニタリングにおける「個人情報の管理を適正に行っている」旨のチェック項目のチェックを行うことのみで報告を受けていた。</p> <p>委託事業者より、セキュリティ対策の内容を示した報告書を入手して評価する、どのように「個人情報の管理を適正に行っている」かの確認・評価方法を整備する、委託業務の現場確認を行うなど、委託業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することが必要である。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、委託事業者が実施しているセキュリティ対策研修の内容を文書にて報告を求めることについて、委託事業者との定例会において合意した(システム運用保守業務委託業者：平成30年3月20日、窓口業務委託業者：平成30年3月22日)。</p> <p>報告内容は、県の情報セキュリティ自己点検シートに準じて確認・評価を行い、研修内容に不足のある場合や個人情報の適正な管理について不備がある場合は、文書にて指導を行うことと改めた。</p> <p>また、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されているかについて、現場確認を行った(平成30年4月17日、24日)。今後も毎月現場確認を行い、セキュリティ対策の確保に努めていく。</p>	総合リハビリテーションセンター

正 誤

埼玉県告示第五百六十三号（平成三十年五月二十二日第三千四号）中訂正

ページ

七 表中

誤

17	

正

17	18
18	

誤

18	19
19	

正

19	20
20	